

## 営繕工事における「快適トイレ」設置の試行要領

### 1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を導入し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

### 2 対象工事

沖縄県土木建築部が発注する新営工事は、原則すべて対象とする。ただし、小規模な附属施設のみは、対象工事としないことができる。

また、改修工事（増築工事を含む。）は、以下に留意し、可能な範囲で実施するものとする。

- ・快適トイレが設置可能な場所を確保できるか。
- ・設置期間は、快適トイレの効果を得るのに十分か。
- ・工事費に占める快適トイレの費用が過大でないか。

なお、他部局からの分任予算に係る工事については、予算の所管部局と快適トイレの設置について協議が整った場合に対象工事とすることとする。

### 3 適用

快適トイレ設置の可否について受発注者で協議を行い、可能と判断された工事に適用する。

### 4 快適トイレの仕様

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを男女別に1基ずつ設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む。）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）  
必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をすること
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）  
二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの。）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上とする。）

#### 【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る。）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) 着替え台（フィッティングボード等）
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

#### 5 実施方法

- (1) 市場に全現場に相当する快適トイレの数がないことが考えられることから、当初は快適トイレの費用は計上せず、導入できた工事について設計変更にて差額を計上するものとする。
- (2) 受注者は、「快適トイレに求める標準仕様」及び「快適トイレとして活用するために備える付属品」を満たすトイレを男女別に1基ずつ設置することを原則とする。当該仕様を満たしていないトイレは、快適トイレとして扱わず、設計変更の対象としない。
- (3) 「快適トイレに求める標準仕様」、「快適トイレとして活用するために備える付属品」及び「推奨する仕様、付属品」については、設計変更の対象とする。なお、当該仕様・付属品以外の追加の仕様等については、現場実態等を踏まえ、その必要性が認められる場合に設計変更の対象とする。なお、快適トイレの運搬費、設置費等は当初契約金額に含むものとし、設計変更の対象としない。
- (4) 設計変更の対象は、工事場所毎に男女別で各1基までとする。
- (5) 現場事務所等の屋内にあるトイレは、設計変更の対象としない。
- (6) 監督職員は、受注者に対して快適トイレの仕様が確認できる資料の提出を求め、仕様に適合することが確認できた場合に設計変更の対象とするものとする。
- (7) 工事の所管部局は、快適トイレの導入を推進するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

#### 6 積算

- (1) 快適トイレの費用は、見積り等を参考に共通仮設費に積み上げ計上する。ただし、当初設計額の共通仮設費の率分として従来品相当分は計上されていることから、積算時には、当該費用から従来品相当額 10,000 円/基・月を差し引いた額を計上する。
- (2) 快適トイレの積み上げ費用は、35,000 円/基・月（快適トイレの費用の上限 45,000 円/基・月 - 従来品相当額 10,000 円/基・月）を上限とし、男女別に1基ずつ計2基（70,000 円/2基・月）まで計上できるものとする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合限り、1ハウスで 70,000 円/基・月を上限として計上できるものとする。

#### 附則

この要領は、令和元年7月1日から適用する。